平成２２年（フ）第４１４号
香川県高松市香南町西庄1228番地24
債務者　浅見　英司
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４１５号
香川県高松市香南町西庄1228番地24
債務者　浅見　　満
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４８号
香川県丸亀市津森町510番地　竹内アパート３号
債務者　國廣　　守
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５７号
香川県三豊市高瀬町佐股甲1685番地１
債務者　佐長　孝教
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１５１号
長崎県諫早市高来町西平原648番地１、前住所長崎県佐世保市有福町4190番地３
債務者　田中　和人
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
長崎県諫早市幸町61番12号　サンリットリヴァー101号、住民票上の住所長崎県大村市水田町18番地
債務者　板垣　直美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
長崎県大村市桜馬場２丁目566番地２、前住所埼玉県吉川市吉川１丁目７番地２　リバシティⅡ―102号
債務者　岩永　和樹
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
長崎県大村市木場１丁目983番地６　フジハイツ101、前住所長崎県大村市須田ノ木町15番地
債務者　堀切さゆり
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
長崎県諫早市泉町25番16号、前住所長崎県諫早市日の出町28番33号
債務者　尾﨑　弘仁
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
長崎県諫早市泉町25番16号、前住所長崎県諫早市日の出町28番33号
債務者　尾﨑　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
長崎県諫早市多良見町シーサイド20番地64、前住所長崎県諫早市八天町18番３号
債務者　荒木サダ子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
長崎県諫早市小長井町川内943番地、前住所長崎県諫早市小長井町小川原浦515番地１
債務者　中村千鶴子（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
長崎県諫早市森山町唐比北633番地　唐比住宅Ｄ棟２号、前住所長崎県諫早市宇都町24番13号
債務者　池田　　明
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
長崎県諫早市小豆崎町221番地１、前住所長崎県諫早市小豆崎町1814番地
債務者　古川　明子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
長崎県諫早市多良見町囲454番地１　大平アパート202号、前住所長崎県諫早市多良見町市布2320番地203
債務者　萬屋　千穂（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｆ棟406号、前住所長崎県諫早市馬渡町16番地５
債務者　野田　優美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１４０１号
仙台市太白区西中田６丁目21番５―304号
債務者　佐々木俊子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係